

平成 2 4 年 3 月 5 日開会  
平成 2 4 年 3 月 2 3 日閉会

平成 2 4 年  
第 1 回定例会会議録  
( 第 4 日目 )

小豆島町議会

開議 午前 9 時30分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところ、お集まりくださいましてありがとうございます。

本日は3月7日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告、また追加議案として人事案件及び補正予算が提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月15日開会の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前 9 時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。監査委員からの出納例月検査執行状況報告書1件はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託されたすべての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託されたすべての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第7号、議案第14号、議案第18号、議案第20号、議案第27号、議案第28号及び発議第1号に対する総務建設常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） それでは、日程第1、議案第7号、議案第14号、議案第18号、議案第20号、議案第27号、議案第28号及び発議第1号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題とします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成24年3月23日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月7日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．委員会開催年月日。平成24年3月8日、14日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第7号小豆島町行政組織条例の全部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第14号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第18号小豆島町道路線の認定について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4)議案第20号平成24年度小豆島町一般会計予算（総務建設常任委員会所管分）。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5)議案第27号平成24年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6)議案第28号平成24年度小豆島町水道事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7)発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

議長（秋長正幸君） 委員長報告が終わりました。

議案第7号、議案第14号、議案第18号、議案第20号、議案第27号、議案第28号及び発議第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第5号、議案第6号、議案第20号から議案第26号まで及び議案第29号から議案第31号までに対する教育民生常任委員会審査報告

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、議案第5号、議案第6号、議案第20号から議案第26号まで及び議案第29号から議案第31号までに対する教育民生常任委員会審査報告を議題とします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。渡辺委員長。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 平成24年3月23日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月7日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．委員会開催年月日。平成24年3月9日、12日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第5号小豆島町介護保険財政安定化基金条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2)議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3)議案第20号平成24年度小豆島町一般会計予算（教育民生常任委員会所管分）。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

学校教育課。

学校給食へのオリーブオイル使用によって材料コストの上昇が予想されるが、給食内容の低下や保護者の負担増を招かないように創意工夫に努められたい。

中学校における柔道の必修化については、安全性の確保に万全を期されたい。

(4) 議案第21号平成24年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第22号平成24年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第23号平成24年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第24号平成24年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(8) 議案第25号平成24年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(9) 議案第26号平成24年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(10) 議案第29号平成24年度小豆島町病院事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(11) 議案第30号平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(12) 議案第31号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

制度の実施に向けて早急に規則を準備するとともに、住民への周知に万全を期されたい。

議長（秋長正幸君） 委員長報告が終わりました。

議案第5号、議案第6号、議案第20号から議案第26号まで及び議案第29号から議案第31号までについて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第5号から議案第7号まで、議案第14号、議案第18号、議案第20号から議案第31号まで及び発議第1号に対する討論及び採決

議長（秋長正幸君） それでは、日程第3、議案第5号から議案第7号まで、議案第14号、議案第18号、議案第20号から議案第31号まで及び発議第1号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第5号小豆島町介護保険財政安定化基金条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

11番（村上久美君） 議案第6号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例につい

て反対討論します。

介護保険制度が施行して、この間幾度かの制度の見直し、改悪で保険料は何度も引き上げられ、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、保険あって介護なしの言葉のように、利用者や家族に大変な影響を与えてきました。

さらに、今回の3割強の保険料の引き上げは、年金給付が減額される中、重過ぎる負担です。いや応なしに年金から天引きされ、重過ぎる負担は高齢者の生活悪化の重大な要因となり得ます。以上の理由から、反対といたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。8番安井議員。

8番（安井信之君） 私は、議案第6号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

介護保険制度は、介護を国民全体で支え合うもので、負担と給付の関係が明確な社会保険方式がとられており、利用者負担を除いた費用の半分を税で、残りの半分以上を40歳以上の国民が負担するものです。このうち、小豆島町65歳以上の方が負担する費用については、介護保険条例において保険料として定めております。保険料は、3年ごとに見直され、今回の条例改正は平成24年から26年の3年間で見込まれる介護保険サービス量に対して必要な保険料を定めるものであります。保険料の算出の基礎となる介護保険料のサービス料の見込みは、住民の意見を反映したものであり、加えて今回の改正は保険料の上昇緩和や低所得者の負担軽減のための処置が講じられております。これにより、我が町の介護保険料は基準月額で4,560円ということですが、県内平均5,200円と比べて低い水準となっております。よって、妥当なものと考えますので、私は議案第6号について賛成ということにさせていただきます。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第7号小豆島町行政組織条例の全部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第14号小豆島町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第18号小豆島町道路線の認定について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号平成24年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第20号平成24年度一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

今回の予算は、厳しい財政の中で前年度比13%増、81億1千万円の積極予算となっておりますが、地方債残高もふやされていることは問題だと思います。

また、少子・高齢化に対応して課題を克服するとして、これまで以上の福祉や子育て支援の施策の拡充をしていること、さらに奨学金制度の拡充や新たな施策である住宅用太陽光発電の補助制度新設などについては、大いに歓迎をするものです。しかし、その一方で受け入れがたい従来型の施策が含まれております。

まず、不公正な同和事業。中でも部落解放同盟などへの団体助成金や個人給付などは、

同和問題の速やかな解決を図る上からもやめるべきです。また、無駄な公共事業である内海ダム再開発への支出も続けられています。病院統合についても、住民への説明と議論が不十分であり、場所も決まっていない統合を認めるわけにはいきません。また、去年の震災の後、景気がさらに冷え込み、住民の生活がますます大変になる中で、国は消費税増税を押しつけ、社会保障を削減する、まさに一体改悪を進めようとしています。子ども手当が迷走、減額される中で、年少扶養控除がなくなり、増税となっております。こういった国の悪政から町民の暮らしや営業を守る自治体の役割が求められますが、今回の予算はその点が全く不十分だと考えます。

例えば、介護保険料の引き上げを抑えるための繰り入れ、住宅リフォーム助成制度など、町民の暮らしを守り中小商工業者の営業を守る施策を求めるものです。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番森口議員。

1番（森口久士君） 私は、議案第20号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

内海ダム再開発事業については、ダム本体工事が順調に進捗しており、多くの住民が一日も早い供用開始を待ち望んでおります。平成24年度の一般会計予算では、本事業への資金のほか、地元要望事業が予算計上されておりますが、いずれも住民の期待と要望、また周辺地域の利活用を踏まえて進めているものであり、ぜひ必要な事業であります。

また、同和問題に関する予算については、これまでも地区住民の自立を図るためのさまざまな施策を実施してきたところですが、完全な部落差別の解消には至っておらず、まだまだ憂慮すべき状況にあります。一日も早い部落差別の解消には、対象地区の低位な実態から脱却は重要な課題であり、そのためには地域の外からの働きかけでなく、地区住民の中から生まれる部落差別解消に向けた主体的、自主的な取り組みを支援することも問題解決の大きな力になると考えます。

以上のようなことに加え、平成24年度予算は本町の課題を的確にとらえ、その克服のために数多くの新規事業を盛り込んだ積極予算であり、町の発展と住民福祉の向上に大きく寄与するものと期待するところであります。よって、平成24年度一般会計予算に賛成いたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論は終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第21号平成24年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第22号平成24年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第23号平成24年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

11番（村上久美君） 議案第23号後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論をします。

後期高齢者医療制度は、わずかな年金を糧にしている高齢者を75歳で線引きし、別の医療制度に加入させ新たに保険料を徴収し、年金から介護保険料と合わせて天引きし、その上治療や健診の制限などを設ける健康と命を脅かす制度です。今もって、このような医療制度に対する不満や嘆きの声があります。安心して医療が受けられる制度に、早急にする必要があることから、この予算案に対しては反対します。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。7番新名議員。

7番（新名教男君） 私は、賛成の立場で意見を言います。

この制度は、給付と負担を明確にするとともに、社会全体で支え合うこととし、高齢者の皆さんにも分相応の負担をお願いすると。高齢化が進む現在において、国民皆保険を維持していくためには大変必要な制度であり、法に基づき制度を運用しているものであります。法に定められたものである以上、それに基づき予算を編成して制度の適切な運用を図ることは、地方自治体にとっては当然なことであります。

私は、この法案に賛成いたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第24号平成24年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

11番（村上久美君） 議案第24号平成24年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について反対します。

平成24年度は、介護報酬と診療報酬が同時改定される年度であり、介護サービスの提供体制のあり方が医療も連動しながら変わろうという住民の暮らしに大きな影響を与える年度です。さらに、野田政権は社会保障と税の一体改革の一環として、介護保険法の改悪を行いました。本町においても、第5期介護保険事業計画が示され、その初年度が平成24年度介護保険事業特別会計予算に連動しています。来年度予算は、介護保険料の大幅引き上げと介護給付費を抑制するために介護認定の要支援1、2の人に給付される介護サービスを介護予防日常生活支援総合事業に置きかえています。これらは、社会福祉協議会の登録ボランティアや民生委員、自治会などに委託して、公民館でのデイケアや弁当の宅配など、低コストサービスに切りかえています。つまり、介護サービスの対象選別と低コスト化です。この予算編成は、政府構想の中軸として国の財政負担、大企業の税、保険料負担

を軽減するための給付費抑制策に沿ったもので、この予算を実施するならば、個人や各種団体の中で大変な矛盾や混乱、そして町政に対する不審を招きかねないことになるでしょう。

以上、述べたように、これ以上の高齢者の保険料負担は限界があるし、公費5割、国庫負担2割が含まれますが、制度が持たないことは明瞭です。町長は、公費負担を求めない考えだと答弁しましたが、本来の政治の役割として町民の命、生活を守るためには、政府に公費負担を求めるべきであります。以上のことから反対といたします。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。15番浜口議員。

15番（浜口 勇君） 私は、議案第24号につき、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

平成24年度介護保険事業特別会計予算は、第5期計画期間の初年度の予算となります。

保険給付費については、現在の給付状況や認定者の推移、施設整備の計画から必要と見込まれる費用を計上し、地域支援事業においては、介護予防、生活支援について高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすための新たな取り組みが示されたものとなっています。

また、歳入では、保険料の上昇緩和や低所得者に配慮した保険料設定がなされた上で、国、県、町、被保険者それぞれの負担割合に応じた費用が計上されたものとなっています。以上、平成24年度に見込まれる費用について、適切な予算計上がなされておりますので、私は議案第24号に賛成いたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第25号平成24年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第26号平成24年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり

可決されました。

次、議案第27号平成24年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第28号平成24年度小豆島町水道事業会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第28号平成24年度小豆島町水道事業会計予算には反対をいたします。

まず、基本的な水道事業に必要な予算、中山浄水場の改修など、必要なものについては賛成ですが、この中には内海ダム建設事業出資金2,240万円や内海ダム再開費7,800万9千円など、治水にも利水にも必要性のない内海ダム再開の費用が含まれているからです。現在、工事は進められておりますけれども、並行して裁判も行われております。その中で、反対の住民の声や、また治水、利水に対する必要性についても明らかになると思いますけれども、この点の費用には反対ですので、今回の水道事業会計予算には反対いたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 次、原案に賛成の方の発言を許します。9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

内海ダム再開発事業につきましては、既に本体コンクリート打設の約8割を終えるなど、順調に工事の進捗が図られているところであります。内海ダム再開発事業は、治水、利水上、極めて重要な事業でありますし、町民や産業界からの強い要望を受け、国の事業認定を経て適切に進めているものであり、香川県では予定どおり平成25年度中の供用開始を目指していると聞いております。多くの町民も新しいダムの早期完成を待ち望んでおり、内海ダム再開発事業は最も優先すべき事業の一つであると判断されます。また、内海ダム再開発に関連する予算以外にも、施設の更新計画などに基づいて適切な予算計上がなされているもので、私は議案第28号に賛同いたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第29号平成24年度小豆島町病院事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第30号平成24年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第31号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第1号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、議案第32号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第32号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、太田久代氏が平成23年12月31日をもって任期満了となっていますが、後任者が決まらないため人権擁護委員法第9条の規定により、継続して人権委員の任務に当たっていました。

しかしながら、このたび後任として、人格見識高く、人権擁護に深い理解を有しておら

れます坂元いさ子氏を人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第32号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開は10時20分とします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時20分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 5 議案第 33号 平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）

日程第 6 議案第 34号 平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 7 議案第 35号 平成23年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第 36号 平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第 9 議案第 37号 平成23年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第 38号 平成23年度小豆島町病院事業会計補正予算(第2号)

議長(秋長正幸君) 次、日程第5、議案第33号平成23年度小豆島町一般会計補正予算(第9号)から日程第10、議案第38号平成23年度小豆島町病院事業会計補正予算(第2号)までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長(塩田幸雄君) 議案第33号平成23年度小豆島町一般会計補正予算(第9号)について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町一般会計補正予算(第9号)で追加補正をお願いします額はマイナス6,754万4千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費マイナス1,269万2千円、民生費500万9千円、衛生費6,036万9千円、農林水産業費マイナス1,535万円、商工費46万8千円、土木費マイナス2,738万円、消防費マイナス67万9千円、教育費マイナス4,934万9千円、災害復旧費マイナス2,794万円となっております。加えまして、繰越明許費及び地方債補正もお願いすることとしております。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

また、議案第34号から議案第38号につきましては、特別会計及び事業会計の補正予算となっております。これらにつきましても、順次担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(秋長正幸君) 日程第5、議案第33号平成23年度小豆島町一般会計補正予算(第9号)の内容説明を求めます。企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第33号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の3ページをお開き願います。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,754万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億6,810万9千円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費を7ページ第2表繰越明許費のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正であり、7ページから8ページに記載している第3表地方債補正のように追加、または変更するものでございます。

7ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

まず、3款民生費、1項社会福祉費の小規模多機能施設整備事業でございます。これは、平成21年度の1次補正により設置された基金を財源といたしました県の補助事業を活用し、町内の事業者が実施する小規模多機能施設整備事業につきまして補助金の交付決定が遅れたことから、年度内の事業実施が困難となったため繰り越しを行うものでございます。

次に、4款衛生費、3項水道費の内海ダム再開事業出資金につきましては、内海ダム本体工事において、基礎処理工に着手したところ、高透水層による追加工が必要であることが判明したことから、対策の検討及び施工効率の低下により不測の日数を要し、県事業が繰り越しとなったことから、町予算についても繰り越しを行うものでございます。

次に、8款土木費、6項都市計画費の植松都市下水路整備事業につきましては、工事施工に伴い発生する騒音、振動、通行規制等について、地元住民との協議に不測の日数を要し、年度内発注が見込めなくなったため、繰り越しを行うものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費の各小学校の耐震補強等改修工事と空調設備設置事業につきましては、国の平成23年度3次補正等にかかわる学校施設環境改善交付金を活用し、耐震補強工事等を前倒し実施するものでございまして、1月開催の臨時議会で補正させていただきましたが、実施期間も短く、年度内完了が困難なことから繰り越しを行うものでございます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費の農地等災害復旧事業につつま

しては、災害査定が12月に実施され、工事着手後も例年にない多雨により工事進捗が遅延し、また未発注分につきましては地元住民との協議の結果、稲刈り後に実施することとなったため、繰り越しを行うものでございます。

同じく、11款2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、通行規制等について地元住民との協議に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

次に、第3表地方債補正をご覧いただけたらと思います。

まず、追加分であります。

過疎対策事業債のソフト事業分を有効に活用するため、石の魅力創造事業の財源として借入限度額に合わせて追加発行しようとするものでございます。

1ページめくっていただきまして、8ページをご覧ください。

変更の表に記載しておりますように、それぞれの事業について事業費、または負担金の確定見込み及び記載対象経費の精査等により、借入限度額を補正後のように変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

なお、今回提案させていただいております補正予算案のうち、例年年度末にお願いする事業費確定見込みや人件費の精査に伴う歳入歳出予算の増額、または減額につきましては、主なもののみ説明をさせていただきます。

議案集の末尾に添付しております平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第9号）説明書のほうの5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、1項3目災害復旧費分担金482万8千円の減額につきましては、事業費の減と補助率アップにより受益者負担が減額となったものでございます。

飛びまして、14款国庫支出金、1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄1の運営安定化基準超過費用額共同負担金375万7千円につきましては、各国民健康保険の医療費が国の定める基準給付費の1.17倍を超えた場合、基準超過の2分の1を税、すなわち公費負担するものでございまして、国、県、町がそれぞれ3分の1を負担することとなっております。国分の負担金を計上させていただいております。

次に、14款2項4目2節中学校費補助金、説明欄1のへき地児童・生徒援助費等補助金250万円の減額につきましては、東日本大震災の影響によりまして、池田中学校のスクールバス更新を次年度に変更したために皆減となったものでございます。

同じく、15款県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄1の運営安定化基準超過費用額共同負担金375万7千円につきましては、国庫負担金と同様の理由で計上させていただいております県負担分でございます。

7ページ、8ページをごらんください。

15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の説明欄の3、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金6千万円と、説明欄4の施設開設準備等特別対策事業費補助金1,080万円でございます。こちらは、繰越明許費でご説明いたしましたが、町内の事業者が実施いたします小規模多機能施設整備事業につきまして、県の補助金事業を活用しようとするものでございまして、施設整備と備品購入に対する県補助金でございます。

同じく、15款2項8目1節農林水産施設災害復旧費補助金1,148万1千円につきましては、補助率アップなどにより県補助金が増額となっておりますものでございます。

15款3項1目3節選挙費委託金942万1千円の減額につきましては、県議会議員選挙が無投票となったため減額となったものでございます。

同じく、15款3項4目1節港湾費委託金219万1千円につきましては、昨年7月6日から就航いたしておりますジャンボフェリーの港湾施設使用料の20%が町の徴収委託金として県から配分されるものでございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金10万円につきましては、琴勇輝後援会に対し、1件の寄付がございましたので、これを受け入れしようとするものでございます。

同じく、17款1項2目1節民生費寄付金55万9千円につきましては、介護老人保健施設の整備に対し、4件の寄付がありましたので、これを受け入れしようとするものでございます。

9ページ、10ページをご覧いただけたらと思います。

同じく、17款1項3目1節病院費寄付金249万9千円につきましては、内海病院の整備に対しまして6件の寄付がございましたので、これを受け入れするものでございます。

同じく、17款1項6目1節ふるさと納税寄付金227万円でございます。これは、平成20年度から開始されましたふるさと納税といたしまして、17件の寄付がありましたので、これを受け入れしようとするものでございます。

18款繰入金、1項6目1節岬の分教場整備運営基金繰入金504万円でございます。これは、シロアリ被害が生じております二十四の瞳映画村の漁師の家の改修財源として繰り入れしようとするものでございます。

同じく、18款2項1目1節財産区繰入金32万8千円の減額につきましては、福田財産区

以外の財産区議会議員選挙が無投票となったため、減額となったものでございます。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金528万7千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をこちらで対応いたしております。

次に、20款諸収入、3項1目8節奨学金貸付金元金収入114万円につきましては、3名の方から繰上償還があったことから増額補正させていただくものでございます。

同じく、20款5項1目3節雑入のうち、説明欄3の事業所返還金8千円につきましては、坂出市の通所サービス利用促進事業について、人員の誤りがございまして事業所から返還されるものでございます。

21款町債につきましては、さきに地方債補正でご説明申し上げたとおり、それぞれの事業について事業費または負担金の確定見込み、また起債対象経費の精査等により増額、または減額となったものでございます。以上、歳入補正額合計は6,754万4千円の減額となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

13ページ、14ページをお開きいただきます。

2款総務費、1項7目企画費、11節利用費のうち200万円の減額でございます。これは、本年度において醬の郷のサイン整備を予定しておりましたが、設置場所やデザイン等の決定が遅れ、事業実施に至らなかったため、次年度以降の実施財源として増額を25節積立金に組み替え、産業の営み基金に積み立てようとするものでございます。次年度以降の実施財源として活用したいというふうに考えています。

次に、13節委託料のうち、説明欄2の小豆島の魅力発信事業委託料205万円の減額につきましては、ジャンボフェリーの就航に伴い、マスメディアに数多く取り上げられ、予算計上時の目的、メディアを活用した情報発信に努めるという予算計上時の目的をおおむね達成したことから、経済波及効果の調査業務以外の事業実施を見送ったところで減額させていただいております。

次に、19節負担金補助及び交付金のうち、説明欄2の10万円の増につきましては、琴勇輝後援会に対し1件の寄付がございましたので、これと同額を後援会補助金として支出しようとするものでございます。

次に、25節積立金のうち、説明欄1のふるさとづくり基金積立金227万円につきましては、先ほど申し上げましたふるさと納税として17件の寄付がございましたので、ふるさとづくり基金に積み立て、今後寄付者の意向に沿った事業の財源として活用しようとするものでございます。

次に、2款1項14目町営バス運行事業費28万円につきましては、町営バスに利用しておりますマイクロバスが故障したことから、修繕料と修繕期間中の代車借り上げ料等が必要になったため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、2款1項15目諸費227万8千円でございます。これは、島内に事業所を有する企業に対し、県税事務所が法人税監査を実施した結果、従業員割の修正が必要となったため、その修正申告に基づき還付しようとするものでございます。

2款2項1目税務総務費、13節委託料315万円につきましては、年少扶養控除の廃止など、税制改正に対応するための電算システム改修経費でございます。

2款4項2目香川県議会議員選挙942万1千円の減額と、1ページめくっていただきまして15ページの3目財産区議会議員選挙32万8千円の減額につきましては、香川県議会議員選挙と福田財産区以外の財産区議会議員選挙が無投票になったことによるものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、28節繰出金1,164万円につきましては、歳入でも申し上げましたが、各国民健康保険における利用費が国の定める基準給付費の1.17倍を超えた場合、基準超過の2分の1を公費負担するもので、その経費1,127万2千円が大部分を占めております。こちら、国、県、町がおのおの3分の1を負担するものでございます。

3款1項2目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金、説明欄の3と4につきましては、繰越明許費や歳入でもご説明いたしましたが、平成21年度の1次補正により設置された基金を財源とした県補助金と同額を小規模多機能施設整備事業の実施事業者に補助しようとするものでございます。

25節積立金59万9千円につきましては、介護老人保健施設整備事業に対する本年度分の寄付に前年3月寄付分を加算し、介護老人保健施設整備基金に積み立てるものでございます。同じく、28節繰出金748万6千円につきましては、電算システム改修に伴う事務費増に加え、介護給付費の増などによるものでございます。

17ページ、18ページをご覧いただきたいと思います。

3款1項3目後期高齢者医療費、19節負担金補助及び交付金1,696万5千円の減額につきましては、平成20年度から平成23年度までの医療費負担の精算による減額でございます。

3款1項5目障害者福祉費、20節扶助費のうち、説明欄2の介護給付費640万9千円につきましては、平成23年10月利用分から利用者負担の軽減制度が導入されたことにより増

額となっております。

3款2項4目児童福祉施設費、11節需用費105万3千円と、一つ飛んで18節備品購入費84万3千円につきましては、内海保育所の入所児童者数の増に対応するための施設改修費と備品購入費でございます。

19ページ、20ページをお開き願います。

4款衛生費、2項2目塵芥処理費、11節需用費75万円につきましては、資源ごみ回収容器の傷みが激しく、早急に更新する必要が生じたため、その購入費を補正計上させていただいておるものでございます。また、19節負担金補助及び交付金168万7千円の減額につきましては、前年度繰越金の活用や資源ごみ売却収入の増により、広域負担金が減となったものでございます。

次に、4款4項1目病院費、19節負担金補助及び交付金7,866万8千円でございます。これは、普通交付税の算定における病床単価の改定とともに、特別交付税における感染症病床への追加算定、基礎年金拠出金等の算定など、地方交付税措置額の算定基礎となる病院会計の負担額の増が主な要因でございます。同じく、25節積立金272万9千円につきましては、病院事業に対する本年度の寄付に前年3月寄付分を加算いたしまして、利子の減も加味して内海病院事業基金に積み立てるものでございます。

同じく、4款4項2目診療諸費、28節繰出金80万円につきましては、橋トンネル開通に伴い、国庫の調整交付金が減額となったこと、また後期高齢者診療収入が減少した一方、医薬材料費の減額もございまして、トータルで一般会計からの繰出額が増額となったものでございます。

21ページ、22ページをお開き願います。

7款商工費、1項4目観光施設費のうち、19節負担金補助及び交付金504万円でございます。こちらは、歳入でも申し上げましたが、シロアリ被害が生じております二十四の瞳映画村の漁師の家に家を改修する財団法人岬の分教場保存会に、基金繰入金を財源として補助金を支出しようとするものでございます。

次に、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費、1節報酬3万6千円につきましては、橋梁長寿命化計画策定におきまして、専門家からの意見聴取が必要となったことから、4回分の委員報酬を計上させていただいております。

23ページ、24ページをお開き願います。

9款消防費、1項1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金のうち、説明欄1の小豆広域負担金294万4千円につきましては、負担率の変更により広域負担金が増額となった

ものであり、説明欄 2 の546万 3 千円の減額につきましては、消防ポンプ移動車整備の財源とする組合債の発行額の増に伴い、整備事業負担金が減額となったものでございます。

9 款 1 項 4 目水防費、1 節報酬184万円につきましては、昨年 9 月に襲来した台風等の際し、水防団員の出勤回数が大幅に増加したため、出勤報酬を増額補正させていただくものでございます。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費、25 節積立金114万円につきましては、奨学資金の繰上償還分を基金に積み立てるものでございます。

10 款 2 項 2 目教育振興費、11 節需用費30万 9 千円につきましては、橘地区のスクールバスの待合所の壁面並びにガラス窓が損傷しており、早急に修繕する必要があるため、増額補正をお願いするものでございます。また、18 節備品購入費16万 9 千円につきましては、教師用指導書の必要数が当初見込みを上回ったことから、増額補正をお願いするものでございます。

同じく10 款 3 項 1 目学校管理費、11 節需用費26万 3 千円につきましては、電気料金の増や緊急に必要となりました内海中学校玄関前の花壇修繕料を補正計上させていただいております。

25 ページ、26 ページをご覧ください。

10 款 4 項 1 目幼稚園費、11 節需用費26万 1 千円につきましては、決算見込みによる電気料金の増額とともに、緊急に必要となった福田幼稚園のアコーディオン門扉の取りかえに要する経費を計上させていただいております。

同じく、10 款 6 項 8 目芸術振興費、19 節負担金補助及び交付金10万 5 千円につきましては、演劇二十四の瞳上演に向けて脚本家、演出家との打ち合わせに要する旅費を N P O 法人に助成しようとするものでございます。また、25 節積立金1,140万円につきましては、次年度以降に実施する石の魅力創造事業の財源とするため、過疎対策事業債のソフト事業分を活用し、基金積み立てを実施しようとするものでございます。

27 ページ、28 ページをお開き願います。

11 款災害復旧費、1 項 1 目農業災害復旧費594万円の減額と、2 項 1 目道路橋梁河川災害復旧費2,200万円の減額につきましては、事業費の確定見込みによる歳出予算の減額でございます。以上、歳出予算の補正総額は6,754万 4 千円の減額となっております。

これで、一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 22ページの22の区分の節ですが、補償金、これの406万円の増額の内容説明をお願いいたします。

それと、26ページの教育振興費、扶助費172万5千円の増額、これについての内容説明をお願いします。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 村上さんの質問にお答えいたします。

補償金のほうなんですけれど、こちらのほうちょっともとをたゞしますと、県営事業のほう2,200万円ほどで県の補助金事業で計画いたしておりましたが、内示によりまして県の採択されましたのが1,440万円、おおむね840万円ほどの事業費減という形の採択しか今回得られませんでした。その中で、町道下地林線、こちらのほうにおきまして、この金額等の工事費の減等で工事の内容を検討いたしておりました。その中で、下地林線におきまして、平井さんといいます方、国道からの入り口の方でございます。そちらの方の用地及び家屋補償の交渉が順調に進みまして、次年度においてもう一気に工事したほうがいいという判断をしまして、家屋補償のほうの金額が440万円ほど増額になったため、要するにこういう形になっております。要するに、家の家屋の今現在工事でもう立ち退いておりますけれど、家屋の補償やったために、こちらのほうの金額増となっております。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 26ページ、扶助費の172万5千円の内容についてご説明いたします。

当初予算で日本スポーツ振興センターの災害給付金を当初予算で過去最低額で計上しておりましたけども、年間を通じて給付費が増えたことと、それから■■■■君、プール事故で障害を受けております■■■■君の高額療養費の未請求分9月分、1月分、2月分を見込み額として合計額を計上したため、前年度に比べて相当額が増えたような形になっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 追加上程のほうの7ページで、内海ダム関係で新たに追加が必要となったという説明があったと思いますけれども、どういうことなのかちょっと詳しくお願いしたいんですが。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 先ほど、繰り越しの内容を説明しましたけれども、基礎工のところでは高透水層といいまして、水がすごくとる層が出てきました。その中で、追加に穴を掘ってグラウト注入が必要になったということと、それに伴う試験、検討ということで、不測の日数を要したということでございます。それで、技術的には県のほうで財団法人、これ東京にありますけれども、ダムセンターというところありますけれども、そこに施工分析、ダムの専門の財団法人ですけれども、そこに委託して先ほど言いました試験等々をしておいたということでございます。それで、安全を期するために、非常に慎重に調査検討を行ったということでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 先ほどの26ページの扶助費の分については、これはプールでの事故になるんでしょうか、どんなんでしょうか。■■■■君。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） すべてがプールの事故ではございません。子供たちが、学校に通ってるうちでけがをしたといった場合にも、スポーツ障害保険センターの災害給付として支払いがございまして。そういったものも、今年度につきましては当初予算で見込んでいたよりも相当額ふえてきたものもありますし、また■■■■君のプール事故によって、事故遭われたものが通常の治療費に比べて高額となるため、増額補正、これ見込み額で計上して増額補正するものでございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） プール事故に関しての、後の後遺症の問題も含めて学校との、保護者との関係では、問題解決についてはスムーズにいったのかどうなのか、その状況を説明していただければと思います。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） プール事故の後の状況は、まだ補償とかそういったものは、まだ今現在では出てきておりませんが、現在は治療専念中でございますので、治療費に対するこれは給付金ということで支払いをしております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 16ページの施設開設ということで、小規模多機能施設の方ですけど、施設の規模とか場所とか、開所時期とか、その辺をもう少し詳しくお願いします。

それと18ページ、内海保育所の修繕ですけど、これも具体的な中身をお願いします。

それから22ページ、映画村の漁師の家のシロアリの改修ということなんですけど、そのほかの映画村の建物にシロアリの被害とかはないのでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 小規模多機能型居宅介護施設の件でございますが、平成23年度の事業ということで、補助金の支払いが24年12月までということで繰越明許というふうなことで対応させていただいております。1施設上限3千万円ということですが、現在2カ所で、1カ所につきましては社会福祉法人サンシャイン会のサンリゾートがサンシャインの入り口の浜のところで計画されております。延べ床面積が429平米ということで、事業費が約1億1,400万円と聞いております。それから、交付決定につきましては、昨年12月15日に受けておりまして、今年24年9月1日が供用開始というふうな形で伺っております。

もう一方の三都の蒲野のほうですが、特定非営利活動法人三都の浜、愛称で言いますが、はまひるがおということ、延べ床面積354平米、事業費で約7,370万円、この件につきましては今年の1月30日に交付決定を受けておりまして、供用開始につきましてはサンシャイン会のサンリゾートと同じく9月1日の予定となっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） 内海保育所の修繕に係る部分ですけども、これにつきましては保育室の窓ガラスを強化ガラスに変更するということがあります。これが、23万4千円ぐらいということです。それから、乳幼児用の洗体浴槽が、体を洗う浴槽の取りかえ及び洋式便器への取りかえ、子供が使う洋式便器が昔ながらの和式便器なんですけども、それをこのごろの子供さんは洋式便器のほうがいいということですので、そちらのほうへかえる費用として81万9千円、合わせて105万3千円を計上させていただいております。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 二十四の瞳の映画村の漁師の家の補修工事ですけども、昭和62年の開設後25年が経過したということと、先ほど申し上げましたように柱とかはりがシロアリの被害に遭ったということで、今回の改修をするということでございます。ほかの施設については、現在のところシロアリ被害等の報告は受けておりません。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 先ほどのプール事故の関係ですけど、授業中だったのかということと、もう一つ僕と同級生の子供さんなんですけど、九州で治療しよんですか。その辺を聞きたいと思うんですけども、授業中だったのか。

議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

学校教育課長（田村房敬君） プール授業の授業中でございます。それから今、森議員

が言われたように、現在は九州で治療中でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第34号平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第34号平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案集の9ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ6,487万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,033万8千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による規定でございます。

それでは、先に歳出の補正から説明をさせていただきます。

補正予算説明書の35ページをお願いいたします。

1款総務費でございますが、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料で36万8千円、これは国民健康保険法施行令に所得調整控除が設けられ、対応するための資格システム改修に係る経費でございます。

2目連合会負担金、19節負担金補助及び交付金で39万5千円、これは国保総合システム稼働が4月1日から10月1日にずれ込みました関係で、それまでの追加負担金でございます。計76万3千円の増額補正をし、1,021万4千円となります。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金3,155万6千円の減、これは給付が当初見込みより減となることによるもので、保険給付費は合計15億82万3千円となります。

7款共同事業拠出金は、保険税の平準化、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり30万円を超えるものに対し、県内の市町の拠出する財源により費用負担額を調整するもので、国保連合会の算出見込みにより2,844万3千円の減額補正をするものでございます。

8款保険事業費、1項1目特定健康診査等事業費は、国民健康保険被保険者対象の特定健診受診者数の減に伴い429万2千円の減額補正をするものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、平成22年度概算交付されました療養給付費負担金の精算分43万9千円の増、同じく3項繰出金、次の37ページになりますが、1目直営診療施設勘定繰出金179万8千円の減で、計1,266万7千円となります。以上、歳出は6,487万8千円の減額補正となり、歳出合計は21億8,033万8千円となります。

次に、歳入の補正でございますが、補正予算説明書の33ページをお願いいたします。

3款国庫支出金は、補正額2,586万2千円の減額補正で5億5,078万6千円となっております。歳出のほうで説明しましたが、療養給付費が当初見込みより減となる見込みから、1項1目療養給付費等負担金が1,839万5千円の減、3目特定健康診査等負担金が120万3千円の減、また2項国庫補助金、1目財政調整交付金の普通調整分が487万円の減、特別調整分が139万4千円の減となっております。これ、橘トンネル開通によりまして、交通手段の時間が短縮されましたことによる補助率が3分の2から2分の1に変更になったこ

とに伴う財政調整交付金の特別調整部分の関係で626万4千円の減となっております。以上、国庫支出金は2,586万2千円の減額補正で、計5億5,078万6千円となっております。

4款県支出金は、1項2目特定健康診査等負担金で120万3千円の減、2項1目の財政調整交付金の普通調整分で378万7千円の減、県支出金合計で499万円の減となり、計8,427万3千円となっております。

7款共同事業交付金は、国保連合会のほうで費用負担が調整されまして2,844万3千円の減で、合計2億4,101万7千円となっております。

9款繰入金は、1項1目一般会計繰入金で、職員給与費等の繰入金36万8千円、基準超過費用繰入金で1,127万2千円の増、2項1目財政調整基金繰入金で1,722万3千円の減で、繰入金は最終的に558万3千円の減額補正で、計2億6,928万円となっております。以上、歳入合計は6,487万8千円減の補正で、合計21億8,033万8千円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第35号平成23年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第35号平成23年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の11ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ198万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,634万9千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正後の金額は、第1表歳入歳出補正予算による規定でございます。

それでは、補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の43ページをお開きください。

まず、歳入の補正でございますが、1款診療収入、1項3目後期高齢者診療収入96万円の減で、計2,837万6千円とするものでございます。これは、平成23年度の後期高齢者の方の患者数減の見込みによるものでございます。

3款繰入金、1項1目国民健康保険特別会計繰入金補正額182万円の減、これは先ほど国保のほうでも説明しましたが、橋トンネル開通によりまして国民健康保険特別調整交付金の補助率が3分の2から2分の1に変更となったことに伴うものでございます。国保直営診療施設勘定繰入金が、当初見込みより減となったことでございます。

2目一般会計繰入金80万円の増で、計778万2千円とするものでございます。以上、歳入補正198万円減の合計3,634万9千円とするものでございます。

次に、歳出の補正でございますが、説明書の45ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費については、財源更正でございます。

2款医療費、1項1目医療費、11節需用費の198万円の減、これは患者数減に伴います医薬材料費の減でございます。以上、歳出補正額198万円の減の合計3,634万9千円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第36号平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第36号平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案集の13ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ4,269万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,335万6千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正後の金額は、第1表歳入歳出補正予算による規定でございます。

歳入の補正でございますが、補正予算説明書の51ページをお開きいただきたいと思います。

サービスに応じて負担割合が決まっておりますので、介護給付費の伸びに伴い、国、県、支払基金等の負担金、交付金も増額となっております。

まず、3款国庫支出金は、1項1目介護給付費負担金が985万3千円の増、2項国庫補助金、1目調整交付金が302万円の増、2項4目は新たな項目で介護保険事業費補助金217万5千円、これは制度改正に伴います電算システムの改修で、補助率は2分の1でございます。

4款支払基金交付金は、国庫負担金と同じく決算見込みにより、1項1目介護給付費交付金として1,132万6千円の増となっております。

5款県支出金につきましても、負担割合に応じて国庫支出金支払基金と同様にして算出した見込みにより241万6千円の増となります。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の決算見込みの1千円増でございます。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金471万9千円は、介護給付費の伸びにより負担割合に応じて国等と同様に町が負担するもので、一般会計からの繰り入れでございます。

4目その他一般会計繰入金276万7千円は、電算システム改修に係ります経費の町負担分の繰り入れでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金542万1千円は、準備基金を取り崩し財源充当をするものでございます。

8款繰越金は、22年度の剰余金を99万5千円繰り越しし、計2,302万6千円とするものでございます。以上、歳入は4,269万3千円の増額補正をし、歳入合計を16億6,335万6千円とするものでございます。

次に、歳出の補正でございますが、補正予算説明書の53ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の11節需用費、印刷製本費20万円の増額補正でございますが、これは介護保険制度改正に伴います周知用パンフレット作成によるものでございます。

同じく、2項1目賦課徴収費の委託料331万5千円、これにつきましても制度改正に伴いますシステム改修の増額補正でございます。

次に、3項1目介護認定審査会費の負担金補助及び交付金129万4千円の増額補正でございます。これにつきましても、制度改正に伴います広域のシステム改修に係るものでございます。

次に、2款保険給付費は、認定者数の増加とデイサービス訪問看護などの利用が増加し

たことなどから、決算見込みにより介護給付費を3,788万4千円増額補正し、合計15億6,108万3千円とするものでございます。

1項1目の居宅サービス給付費でございますが、54ページのほうの細説1の居宅介護サービス給付費では、訪問介護や訪問看護、デイサービスなどの増によるものでございます。細説3の地域密着型介護サービス給付費は、当初見込みより利用者が少なかったため、減となっております。細説7の居宅介護サービス計画給付費については、利用者が増加したことによりケアプラン作成費も増加いたしております。

2目の施設サービス給付費は、介護老人保健施設の利用者が減となったことによるものでございます。

2項の介護予防サービス等諸費、1目予防サービス給付費につきましては、それぞれのサービスの給付において増減が生じましたが、決算見込みにより238万6千円の増額補正をするものでございます。

3項の高額介護サービス等費、4項の高額医療合算介護サービス等費、5項の特定入所者介護サービス等費につきましては、サービス利用の増に伴うものでございます。

6項その他諸費、1目審査支払手数料14万8千円は、審査件数の増加が見込まれること、また2目介護給付費請求書電算処理システム料13万3千円は、介護給付費通知の共同処理手数料の増額補正をするものでございます。以上、歳出補正額は4,269万3千円の増額補正とし、歳入歳出合計額を16億6,335万6千円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時30分とします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 日程第9、議案第37号平成23年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 議案第37号平成23年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の15ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ210万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ970万7千円と定めるものでございます。

それでは、補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の61ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございますが、1款サービス収入、1項1目介護予防サービス計画費収入、補正額65万4千円で、計825万円とするものでございます。これは、平成23年度の実績見込みによりますサービス計画費の増によるものでございます。

4款繰越金、1項1目繰越金、補正額145万3千円で、計145万4千円とするものでございます。以上、歳入補正額は210万7千円で、合計970万7千円とするものでございます。

次に、歳出の補正でございますが、説明書の63ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費でございますが、補正前の額760万円、補正額210万7千円で、計970万7千円とするものでございます。これは、サービス収入や前年度繰越金の歳入増に伴います職員0.5人分の人件費で、給料職員手当等共済費を計上いたしております。以上、歳出補正額210万7千円、合計970万7千円とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第38号平成23年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 議案第38号平成23年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の17ページをお願いします。

第2条でございますが、収益的収入の予定額の補正でありまして、収入は第1款病院事業収益、第1項医業収益の既決予定額24億1,442万9千円に補正予定額191万2千円を加え24億1,634万1千円に、第2項医業外収益の既決予定額3億3,006万7千円に補正予定額7,868万6千円を加えまして4億875万3千円に補正しようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でありまして、収入につきましては、第1款資本的収入、第1項負担金の既決予定額1億5,638万8千円から補正予定額189万9千円を減額しまして、1億5,448万9千円に、第3項補助金の既決予定額1千円に補正予定額100万円を加えまして100万1千円に補正しようとするものでございます。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額5,810万円に、補正予定額151万1千円を加えまして5,961万1千円に補正しようとするものでございます。

それでは、内容につきましては補正予算説明書の最後のページ、66ページをお願いします。

補正予算実施計画の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款病院事業収益、第1項医業収益、第3目その他医業収益の補正予定額191万2千円につきましては、普通交付税の病床単価の増などに伴う一般会計、国保会計の増額分を受け入れるものでございます。

第2項医業外収益、3目他会計負担金交付金の補正予定額7,868万6千円でございますが、一般会計の補正の中でも説明がございましたが、特別交付税の増額、起債に係る交付税残、基礎年金と医師派遣に係る交付税残などを一般会計から繰り入れするものでございます。

下の資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入、第1項負担金、第1目他会計負担金の補正予定額189万9千円の減額につきましては、一般会計負担金の額の確定によるものでございます。

第3項補助金、第1目補助金の補正予定額100万円につきましては、備考欄にありますように地域医療再生計画事業補助金でございまして、災害拠点病院等機能強化に対する補助金でございます。

下の支出の第1項資本的支出、第1項建設改良費、第1目設備整備費の備考欄にありますように、人工呼吸器とポータブル発電機の整備経費の財源として補正するものでございまして、補助率につきましては3分の2でございます。以上、簡単でございますが、ご説

明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第11及び日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第11及び日程第12を一括議題

とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本日の日程は終了しましたが、ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許可します。町長。

町長（塩田幸雄君） 小豆島の公立病院再編についてご報告させていただきます。

小豆島の2つの公立病院の再編につきましては、小豆島における喫緊の最重要課題であり、今思い切った措置を決断しなければ、島の2次医療が崩壊しかねないとのこと説明を申し上げてきました。

ご承知のように、その対応を図るには多くのハードルがありますが、財源や制度面につきましては、昨年秋に県が提案した地域医療再生計画に基づく臨時特例交付金において、2つの公立病院の再編に多額の配分を決定していただきました。さらに、香川県では香川医療福祉総合特区を国に提案され、昨年末には大変多くの提案事業の中から採択されるに至っております。これにつきましても、小豆医療圏の公立病院再編を進める上での課題解決に不可欠な内容が盛り込まれたものとなっております。このように、国、県、医療関係所の強力なご支援により、新病院の建設を初め、現内海病院の跡地利用についても財源、制度の大きな2つのハードルをクリアする目途が立ちました。

また、昨夜高松で開催いたしました県医師会、香川大学、香川大学附属病院、香川県などのトップによる有識者懇談会におきましても、改めて積極的な支援や協力を確認することができました。中でも、香川大学長からは、地域のニーズや地元行政からの要請、県医師会、県の医療行政での小豆島の医療を守らなければならないという強い姿勢が示されている中で、附属病院を有する地元大学として協力を惜しむことはない、大学の使命として支援していきたいとの考えを示していただきました。このように、さきの財源や制度面に

加え、病院整備に欠くことのできないノウハウの提供、また医療スタッフを含めたマンパワーの確保においても、県下の医療関係者、トップの大変心強いご支援を確認する中で、今後の作業に取り組むためには一日も早く建設場所を決定すべきとのご意見をいただきました。

新病院の建設場所につきましては、土庄、小豆島両町長、両議長により、地域での医療の確保は住民の命にかかわる問題であり、何よりも地域全体として考え、決定しなければならないとの共通認識のもと協議を重ね、熟慮した結果、旧池田町地区での建設の合意を得るに至りました。この合意に基づき、私としては具体的な建設場所については利便性への配慮から、現在の2つの公立病院の中間にあり、国道に隣接していること、また今後の発生が予想されている地震や津波への対応も図れる場所という観点から、現池田中学校とその周辺を含む町有地を候補地として、今後の作業を進めることにしたいと考えています。

なお、4月からは県のご配慮により、県総合事務所内に建設準備室を設置し、室長につきましては県職員の派遣をいただき、2町からも職員を配することにしています。県、両町ともに協力し、今後基本設計、実施設計と並行して病院の内容を検討し、平成26年3月の起工式に向かって努力してまいります。議員各位のご理解とご協力、ご支援をお願い申し上げます。病院再編についてのご報告とさせていただきます。

議長（秋長正幸君） 以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成24年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員